

一般廃棄物処理に係る
相互支援実施に関する協定書

令和4年12月12日

苫小牧市
平取町外2町衛生施設組合

一般廃棄物処理に係る相互支援実施に関する協定書

苦小牧市（以下「甲」という。）と平取町外2町衛生施設組合（以下「乙」という。）とは、両者における可燃性及び不燃性の一般廃棄物処理（以下「一般廃棄物処理」という。）に支障を来す事態の発生等に備え、一般廃棄物処理に係る相互支援の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲および乙の一般廃棄物処理における相互支援を図るとともに、災害時等におけるより広域な支援体制を確保することにより、両地域の一般廃棄物処理行政の円滑な遂行を図ることを目的とする。

（相互支援の内容）

第2条 この協定により甲および乙が相互支援を実施する場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 甲または乙の一般廃棄物処理施設（以下「施設」という。）の定期点検や改修、更新、大規模改修等による一時的な処理能力の低下を補うために、施設の支援を必要とするとき。
- (2) 甲または乙の施設が故障、事故等による緊急事態に陥り、施設の支援を必要とするとき。
- (3) 前各号のほか、地震、台風等の災害発生による急激なごみ量の増加、著しい施設の処理能力の低下等、一般廃棄物処理を困難とする特別な事情があると認められるとき。

（努力義務）

第3条 甲および乙は、相互支援の趣旨を踏まえ、次の各号に掲げる事項を留意し、一般廃棄物処理を適正かつ円滑に実施するものとする。

- (1) 分別収集の徹底を図り、適正なごみ質の管理を推進するとともに、一般廃棄物の発生抑制、資源化等を積極的に行い、減量化に努めること。
- (2) 施設の適正な維持管理を計画的に行い、常に良好な状態で稼働できるよう努めること。

（支援の要請および受入）

第4条 第2条第1項各号に掲げる事態が生じたときは、甲または乙は、互いに支援を要請することができるものとする。

2 甲および乙は、支援の要請を受けたときは、自らの処理能力、運転計画等を勘案し、業務に支障のない範囲において、支援を実施するものとする。

（支援の方式）

第5条 甲および乙は、相互支援の実施について、信義に基づいて行うものとする。
2 相互支援の実施にあたっては、その都度、甲乙間において委託契約を締結するものとする。

（経費の負担）

第6条 支援に必要とする経費は、原則として支援を要請した者が負担するものとする。
2 前項の経費の額は、支援要請を受けた甲及び乙が定める一般廃棄物の処分に係る手数料相当額とする。
3 前項の規定にかかわらず、支援要請を受けたことにより特に必要となった経費については、協議のうえ、その都度決定するものとする。

（情報の交換）

第7条 この協定の円滑な運用を期するために、甲および乙は、一般廃棄物処理に係る情報交換を積極的に行うものとする。

（協定に定めのない事項）

第8条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（適用期間）

第9条 この協定の適用期間は、令和4年1月2日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了日の3月前までに、甲乙ともに改廃の申出がないときは、この協定は、更に1年間延長するものとし、以後は、この例による。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 4年 12月 12日

甲 苫小牧市旭町4丁目5番6号
苫小牧市長 岩倉博文



乙 沙流郡平取町字小平39-2
組合長 遠藤桂一

